

## 地方分権、地方自治の意味を問う

2月26日、地方自治法改正案に係る立憲民主党所属自治体議員ネットワーク主催のウェブ研修会に参加しました。ご承知の通り今国会では、大規模災害や感染症まん延等、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国が自治体に対する指示を可能とする「地方自治法改正案」の提出が予定されています。

私は、地方制度調査会の委員として参画した際に発言した懸念等についてお話ししました。そもそも、地方自治法には「関与の原則」が明記されており、国の関与は必要最小限に留め、地方自治体の自主性・自立性が配慮されたものでなければならないはずです。今回の改正内容は、自治体、地方議会にも大きく影響しかねない懸念があります。

地方自治の観点については、党総務部門会議でも2月21日、中央大学の磯崎初仁副学長から、辺野古新基地建設の設計変更をめぐる国の代執行を例示に問題点を指摘いただきました（磯崎さんの論稿については自治日報（1/22号）をぜひご覧ください）。

地方分権・自治の意味合い、国との関係、改正すべき法律の論点など課題はたくさんありますが、今後の国会審議等を通じ、国と地方の「対等」を堅持するため引き続き、頑張ります。